○新潟県柏崎市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則

平成２８年３月３０日規則第７０号

（趣旨）

第１条　この規則は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成２７年法律第５３号。以下「法」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成２８年国土交通省令第５号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（軽微な変更に関する証明書の交付）

第２条　建築主又は国等の機関の長は、省令第１１条に規定する計画の変更が省令第３条（省令第７条第２項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していることを証する書面（以下「軽微変更該当証明書」という。）の交付を求める場合にあっては、別記第１号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ省令第１条第１項に規定する図書のうち当該変更に係るものを添えて、市長に申請をしなければならない。

２　市長は、省令第３条（省令第７条第２項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当すると認めるときは、別記第２号様式による軽微変更該当証明書に前項に規定する申請書の副本及びその添付図書を添えて、前項の申請をした建築主又は国等の機関の長に交付するものとする。

３　前２項の規定は、認定建築主が省令第２９条に規定する計画の変更が省令第２６条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を求める場合に準用する。この場合において、第１項中「別記第１号様式」とあるのは「別記第３号様式」と、「第１条第１項」とあるのは「第２３条第１項」と、前項中「第３条（省令第７条第２項において読み替えて準用する場合を含む。）」とあるのは「第２６条」と、「別記第２号様式」とあるのは「別記第４号様式」と読み替えるものとする。

（所管行政庁が必要と認める図書）

第３条　省令第１２条第１項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

⑴　届出に係る一戸建ての住宅について、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号。以下「品確法」という。）第６条第１項に規定する住宅性能評価を行った場合　同項に規定する設計住宅性能評価書（一戸建ての住宅について日本住宅性能

表示基準（平成１３年８月国土交通省告示第１３４６号）に規定する断熱等性能等級が等級４に適合し、かつ、１次エネルギー消費量等級が等級４又は等級５に適合するものに限る。）の写し

⑵　登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は建築物のエネルギー消費性能の評価についてこれと同等以上の能力を有する機関が、申請に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準と同等以上の計画である旨の認証を行った場合　建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成２８年３月国土交通省告示第４８９号）に規定する第三者認証による評価書（建築物全体を評価しているものであって、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているものに限る。）の写し

２　省令第２３条第１項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

⑴　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

ア　次のいずれかに該当する機関が申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第３０条第１項各号（第２号を除く。）に掲げる基準に適合するかどうかの審査を行った場合　当該基準に適合することを証する書類

（ア）　法第１５条第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）

（イ）　品確法第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）

イ　申請に係る建築物の住宅部分について、品確法第５条第１項に規定する住宅性能評価（以下「住宅性能評価」という。）を行った場合　品確法第６条第１項に規定する設計住宅性能評価書（住宅性能評価に係る部分について日本住宅性能表示基準に規定する断熱等性能等級が等級４に適合し、かつ、１次エネルギー消費量等級が等級５に適合するものに限る。）の写し

⑵　法第３０条第２項（法第３１条第２項において準用する場合を含む。）の規定による申出を行う場合において、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条の３第１項に規定する構造計算適合性判定を要する建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画について法第３０条第１項（法第３１条第２項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請をする場合にあっては、建築基準法第１８条の２第１項の規定による知事の委任を受けた者が当該計画について同法第６条の３第１項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合することを証する書類

３　省令第３０条第１項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分

に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

⑴　次のいずれかに該当する機関が申請に係る建築物が法第２条第３号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの審査を行った場合　当該基準に適合することを証する書類

ア　登録建築物エネルギー消費性能判定機関

イ　登録住宅性能評価機関

⑵　法第１２条第６項に規定する適合判定通知書を受けた場合　当該適合判定通知書の写し及び建築基準法第７条第５項、第７条の２第５項又は第１８条第１８項に規定する検査済証（以下「検査済証」という。）の写し

⑶　法第３０条第１項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合　省令第２５条第２項に規定する通知書の写し及び検査済証の写し

⑷　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成２４年法律第８４号）第５４条第１項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定を受けた場合　都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成２４年国土交通省令第８６号）第４３条第２項に規定する通知書の写し及び検査済証の写し

⑸　申請に係る建築物の住宅部分について、住宅性能評価を行った場合　品確法第６条第３項に規定する建設住宅性能評価書（住宅性能評価に係る部分について日本住宅性能表示基準に規定する断熱等性能等級が等級４に適合し、かつ、１次エネルギー消費量等級が等級４又は等級５に適合するものに限る。）の写し

（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の工事の完了の報告）

第４条　認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事が完了したときは、速やかに別記第５号様式により、市長に報告しなければならない。

２　前項の場合において、認定建築主は、あらかじめ、別記第６号様式による確認書により建築士（建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２条第１項に規定する建築士をいい、この項の規定による確認の対象となる建築物が、同法第３条第１項各号に掲げる建築物であるときは１級建築士、同法第３条の２第１項各号に掲げる建築物であるときは１級建築士又は２級建築士に限る。）による認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従ってエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事が行われた旨の確認を受け、当該確認書の写しを前項の報告書に添えなければならない。

（所管行政庁が不要と認める図書）

第５条　省令第１２条第４項の所管行政庁が不要と認める図書は、建築物のエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算書とする。

（委任）

第６条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現に存する建築物の住宅部分に対する第２条第１項第１号イ及び同条第２項第４号の規定の適用については、同条第１項第１号イ中「断熱等性能等級が等級４に適合し、かつ、１次エネルギー消費量等級が等級５」とあるのは「１次エネルギー消費量等級が等級４又は等級５」と、同条第２項第４号中「断熱等性能等級が等級４に適合し、かつ、１次エネルギー消費量等級が等級４又は等級５」とあるのは「１次エネルギー消費量等級が等級３、等級４又は等級５」とする。

附　則（平成２９年３月３１日規則第３６号）

この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（令和元年１２月９日規則第２１号）

この規則は、公布の日から施行する。

第１号様式（第２条関係）

建築物エネルギー消費性能確保計画
軽微変更該当証明申請書

年　　月　　日

柏崎市長　　様

申請者　住所
氏名　　㊞
電話番号
（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

新潟県柏崎市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第２条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅に係る部分に限る。）の変更が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第３条の軽微な変更に該当することを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

１　適合判定通知書番号　　第　　号
２　適合判定通知年月日　　年　　月　　日
３　適合判定通知書交付者

受付欄（※）	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄（※）
年　月　日	年　月　日	
第　　号	第　　号	
係員印	係員印	

注１　申請は、判定棟単位で行ってください。
２　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第六面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
３　※欄には、記入しないでください。

第２号様式（第２条関係）

建築物エネルギー消費性能確保計画
軽微変更該当証明書

第　　号
年　　月　　日

様

柏崎市長　　㊞

年　　月　　日付けで申請のあった下記の建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅に係る部分に限る。）の変更について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第３条の軽微な変更に該当していることを証明します。

記

申請年月日	年　　月　　日
建築物の位置	
建築物又はその部分の概要	

第３号様式（第２条関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画

軽微変更該当証明申請書

年　　月　　日

柏崎市長　　様

申請者　住所

氏名　　㊞

電話番号

（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

新潟県柏崎市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第２条第３項の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律施行規則第２６条の軽微な変更に該当することを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

計画を変更する建築物の直前の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定

１　認定番号　　第　　号

２　認定通知年月日　　年　　月　　日

受付欄（※）	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄（※）
年　月　日	年　月　日	
第　　号	第　　号	
係員印	係員印	

注１　申請は、判定棟単位で行ってください。

２　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第三十三の第二面から第六面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

３　※欄には、記入しないでください。

第４号様式（第２条関係）

建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第２９条の規定による

軽 微 変 更 該 当 証 明 書

第　　号

年　　月　　日

様

柏崎市長　　㊞

年　　月　　日付けで申請のあった下記の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第２６条の軽微な変更に該当していることを証明します。

記

申請年月日	年　　月　　日
建築物の位置	
建築物又はその部分の概要	

第５号様式（第４条関係）

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の工事完了報告書

年　　月　　日

柏崎市長　　様

報告者　住所

氏名　　㊞

（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

下記のとおり認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事が完了したので、新潟県柏崎市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第４条第１項の規定により報告します。

記

認定年月日及び番号	年　　月　　日　　第　　号
確認年月日及び番号	年　　月　　日　　第　　号
認定に係る建築物の位置	
工事完了年月日	年　　月　　日
認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従ってエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事が行われた旨の確認をした建築士	（　　級）建築士　（　　）登　録第　　号 住　所 氏　名 （　　級）建築士事務所　（　　）知事登録第　　号 所在地 名　称
法第３１条第１項に規定する軽微な変更をした場合にあっては、その内容	

第６号様式（第４条関係）

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従って建築物の

新築等の工事が行われた旨の確認書

年　　月　　日

認定建築主　　様

確認者　（　　級）建築士　　（　　）登　　録第　　号

住　所

氏　名　　㊞

（　　級）建築士事務所　（　　）知事登録第　　号

所在地

名　称

次のとおり、　　年　　月　　日　　第　　号で認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に従ってエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事が行われた旨を確認しました。

	確認を行った部位、材料の種類等	照　合　内　容	照合を行った設計図書	照合結果（不適の場合には、その内容）
外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する措置				
１次エネルギー消費量に関する措置				
建築物のエネルギー消費性能の向上のためのその他の措置				